

TAIYO YUDEN

第84期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日(金曜日)

午後2時(受付開始 午後1時30分)

開催場所

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス
(KITTE 4階)ホール

決議事項〈議案〉

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)に対して付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権(未行使分)を譲渡制限付株式へ移行する措置に係る報酬決定の件

インターネット等及び郵送による議決権行使期限

2025年6月26日(木曜日)午後5時まで



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6976/>



太陽誘電株式会社 証券コード: 6976

東京都中央区京橋二丁目7番19号
太陽誘電株式会社
代表取締役社長執行役員 佐瀬克也

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第84期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/stock_bond/meeting.html



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東京証券取引所ウェブサイトへアクセスし、銘柄名（太陽誘電）又は証券コード（6976）を入力、検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当日ご来場いただけない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁の「議決権行使等についてのご案内」に従って、**2025年6月26日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

日 時 2025年6月27日(金曜日)午後2時(受付開始 午後1時30分)

場 所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス(KITTE 4階)ホール

目 的 事 項

報告事項 第84期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)に対して付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権(未行使分)を譲渡制限付株式へ移行する措置に係る報酬決定の件

以 上

■ 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては法令及び当社定款の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。

[事業報告]

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| ● 主要な営業所及び工場 | ● 補償契約の内容の概要 |
| ● 従業員の状況 | ● 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 |
| ● その他当社グループの現況に関する重要な事項 | ● 会計監査人の状況 |
| ● 株式の状況 | ● 業務の適正を確保するための体制の決議の内容及び運用状況の概要 |
| ● 新株予約権等に関する事項 | ● 株式会社の支配に関する基本方針 |
| ● 責任限定契約の内容の概要 | |

[連結計算書類]

- | | |
|----------------|----------------|
| ● 連結株主資本等変動計算書 | ● 連結計算書類の連結注記表 |
|----------------|----------------|

[計算書類]

- | | |
|---------|--------------|
| ● 貸借対照表 | ● 株主資本等変動計算書 |
| ● 損益計算書 | ● 計算書類の個別注記表 |

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載いたします。

議決権行使等についてのご案内

1



インターネット等による議決権行使

行使期限

2025年6月26日(木曜日) 午後5時まで

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載の
QRコードを読み取ってください。



※[QRコード]は
株式会社デンソーウェブの
登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での 議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容
を変更する場合は、お手数
ですがPC向けサイトへアク
セスし、議決権行使書用紙
に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力
してログイン、再度議決権
行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取って
いただくと、PC向けサイト
へ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

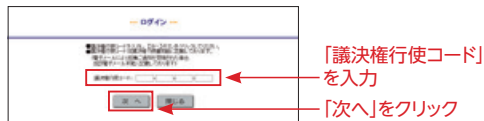
議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を
入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

2



郵送による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2025年6月26日(木曜日) 午後5時必着

議決権行使書用紙の記入方法

第2号議案について

- 全員賛成の場合 → 「賛」に○印
- 全員反対の場合 → 「否」に○印
- 一部候補者に反対の場合 → 「賛」に○印をし、
反対する候補者番号を隣の空欄に記入

3



会場での議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。

当日ご出席の場合は、インターネット等又は書面（郵送）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

開催日時 2025年6月27日(金曜日) 午後2時

受付 午後1時30分

議決権行使のお取り扱いについて

- 議決権行使書において、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示がなされたものとして取り扱わせていただきます。
- 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、利益配分に関する基本方針及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり1株につき45円とさせていただきますと存じます。これにより年間の配当金は、中間配当45円と合わせて90円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類	金銭	
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 総額	45円 5,612,987,970円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日	

ご参考

利益配分に関する基本方針

当社は、経営理念のひとつに「株主に対する配当責任」を掲げており、株主への利益還元策として配当を第一に考えております。経済価値と社会価値を両輪とした企業価値向上を図り、1株当たり利益を増加させることにより配当の安定的な増加に努めることを基本方針としております。従来、配当性向30%の実現を目指しておりますが、このたび安定的な配当を実施する方針をより明確に示すため、株主資本配当率(DOE) 3.5%を株主還元の指標として追加いたしました。これらの指標や業績、健全な財務状態の維持などを総合的に勘案したうえで、配当による利益還元を行ってまいります。

また、当社は自己株式の取得につきましても株主への利益還元策としてとらえており、必要に応じて資本効率の改善を目的に実施してまいります。

■ 配当金等の推移

区分	2020年度 (第80期)	2021年度 (第81期)	2022年度 (第82期)	2023年度 (第83期)	2024年度 (第84期) 当期
1株当たり配当金 (円)	40.00	80.00	90.00	90.00	90.00
配当性向 (%)	17.5	18.5	48.3	134.8	482.1
株主資本配当率(DOE) (%)	2.1	3.3	3.5	3.4	3.5
総還元性向 (%)	17.5	27.6	48.3	134.8	482.1

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、委員長を独立社外取締役とする任意の指名委員会に諮問し、その答申を踏まえ提案しております。また、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況	在任年数
1	さ せ かつ や 佐瀬 克也	男性	再任	代表取締役社長執行役員	100% (17回／17回)	9年
2	ふ く だ と も み つ 福田 智光	男性	再任	取締役常務執行役員 経営企画本部担当	100% (17回／17回)	4年
3	わ た な べ と し ゆ き 渡邊 敏幸	男性	再任	取締役上席執行役員 営業本部担当	100% (13回／13回)	1年
4	ひ ら い わ ま さ し 平岩 正史	男性	再任 社外 独立	社外取締役	100% (17回／17回)	9年
5	こ い け せ い ち 小池 精一	男性	再任 社外 独立	社外取締役	100% (17回／17回)	7年
6	は ま だ え み こ 浜田 恵美子	女性	再任 社外 独立	社外取締役	100% (17回／17回)	6年

(注1)当社における地位及び担当は、本総会時のものであります。

(注2)在任年数は、本総会終結時のものであります。

(注3)渡邊敏幸氏の取締役会出席回数につきましては、2024年6月27日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

1

さ せ か つ や
佐瀬 克也

(1964年1月12日生)

再任



取締役会への出席状況

100%

在任年数

9年

所有する当社株式の数

7,633株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月 当社入社
2013年 6 月 当社執行役員
2015年 4 月 当社上席執行役員
2016年 4 月 当社常務執行役員
6 月 当社取締役常務執行役員
2018年 6 月 当社取締役専務執行役員
2023年 6 月 当社代表取締役社長執行役員(現)

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、技術部門、事業部門等の業務に携わり、当社の主要事業であるコンデンサ事業を牽引する等、豊富な経験と実績を有しております。2023年より当社代表取締役社長執行役員として業務執行の指揮をとり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け経営全般を担っております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

2

ふ く だ と も み つ

福田 智光

(1964年11月26日生)

再任



取締役会への出席状況

100%

在任年数

4年

所有する当社株式の数

4,614株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年 4 月 当社入社
2013年 6 月 当社執行役員
2016年 4 月 当社上席執行役員
2021年 6 月 当社取締役上席執行役員
2022年 6 月 当社取締役常務執行役員
2023年 6 月 当社取締役常務執行役員 経営企画本部担当
経営企画本部 本部長(現)

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、経営管理・企画に携わり、複数のM&Aを主導したほか、中華圏統括子会社の責任者を務めるなど、豊富な経験と実績を有しております。現在は、取締役常務執行役員として経営企画部門を統括し、当社グループの経営戦略の策定、リスクマネジメントの推進、ガバナンス強化による企業価値の向上に取り組んでおります。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者とした。



取締役会への出席状況

100%

在任年数

1年

所有する当社株式の数

7,574株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4 月 当社入社
2007年 4 月 TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD. President
2013年 4 月 当社複合デバイス事業本部 企画統括部 統括部長
2016年 4 月 当社執行役員
2019年 1 月 韓国太陽誘電株式会社 代表理事
2021年 6 月 当社上席執行役員
2024年 6 月 当社取締役上席執行役員 営業本部担当
営業本部 本部長(現)

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業部門に所属し、海外販売拠点の責任者を務めるなど、豊富な経験と実績を有しております。現在は、取締役上席執行役員として営業部門を統括し、当社グループの販売戦略の策定や、マーケティング・販売推進機能の強化を推進しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



取締役会への出席状況

100%

在任年数

9年

上場会社役員兼職数

0社

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月 弁護士登録(現)

大原法律事務所所属(現)

2005年 8月 エルシーピー投資法人 監督役員(2013年3月退任)

2012年 10月 日本ロジスティクスファンド投資法人 監督役員(2015年5月退任)

2016年 6月 当社社外取締役(現)

2024年 4月 株式会社サザビーリーグ 取締役(現)

■ 重要な兼職の状況

大原法律事務所 弁護士

株式会社サザビーリーグ 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

投資法人の役員等を歴任し、企業法務を専門とする弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有し、他社での取締役の経験から業務執行への提言及び経営の監督を行っております。当社取締役会において、建設的な議論の提起や客観的な立場からの論点の整理等、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般のモニタリングを行うことで、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断したため、引き続き独立社外取締役候補者となりました。

■ 独立性について

当社は、平岩正史氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。



取締役会への出席状況

100%

在任年数

7年

上場会社役員兼職数

0社

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月 東洋工業株式会社(現:マツダ株式会社)入社
 1982年 3月 株式会社本田技術研究所 入社
 2004年 4月 同社ブラジル四輪R&Dセンター 所長
 2008年 4月 本田金属技術株式会社 開発技術本部長 執行役員
 2011年 6月 同社取締役(2013年6月退任)
 2012年 6月 株式会社メッツ 取締役(2013年6月退任)
 2013年 6月 同社監査役(2016年6月退任)
 本田金属技術株式会社 監査役(2017年6月退任)

2018年 6月 当社社外取締役(現)

2019年 4月 ビグシーダストテクノロジーズ株式会社 社外監査役(現)

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

自動車メーカーにおいて自動車部品の材料開発及び生産技術に関する研究開発に長年携わっており、車載事業に関する幅広い見識を有しております。また、自動車部品業界での企業経営や監査役としてガバナンス体制強化を推進する等の豊富な経験を活かし、投資家視点からの幅広い見識を当社の経営に反映するなど、経営全般に関して有益な助言及び提言を行っております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き独立社外取締役候補者となりました。

■ 独立性について

当社は、小池精一氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。



取締役会への出席状況

100%

在任年数

6年

上場会社役員兼職数

1社

所有する当社株式の数

1,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月 当社入社
 2001年 12 月 当社技術グループ技術品証統括R技術部 部長
 2003年 9 月 当社技術グループ総合研究所基礎研究開発部 主席研究員
 2007年 4 月 当社退職
 2008年 11 月 国立大学法人名古屋工業大学 産学官連携センター 准教授
 2011年 4 月 同大学産学官連携センター 大学院 産業戦略工学専攻 教授
 2012年 4 月 同大学コミュニティ創成教育研究センター 教授
 2015年 5 月 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究成果最適展開支援プログラム 第3分野プログラムオフィサー
 2016年 8 月 国立大学法人名古屋大学 客員教授
 2017年 6 月 日本碍子株式会社 社外取締役(現)
 2019年 6 月 当社社外取締役(現)
 2024年 9 月 公立大学法人名古屋市立大学 理事(現)

■ 重要な兼職の状況

日本碍子株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

当社在籍中、CD-R、DVD-Rの開発及び事業化に従事し、当社退職後は、大学教授として産学官連携を主体とした研究活動に長年携わっておりました。また、他社での社外取締役の経験から業務執行への提言及び経営の監督を行っております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き独立社外取締役候補者となりました。なお、浜田恵美子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性について

当社は、浜田恵美子氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏は、1984年4月から2007年4月まで当社の業務執行者として勤務しておりましたが、退社後は同氏と当社との間に特記すべき取引はなく、特別の利害関係はありません。

(注1)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2)平岩正史氏、小池精一氏、浜田恵美子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3)平岩正史氏、小池精一氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

(注4)浜田恵美子氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。②当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。③当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

(注5)浜田恵美子氏が社外取締役を務めている日本碍子株式会社と当社グループとの間にはセラミック製品等購入等の取引関係がありますが、取引の規模は、当社連結売上高の0.3%未満の取引であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

(注6)浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。

(注7)当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。平岩正史氏、小池精一氏、浜田恵美子氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

(注8)当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

ご参考 本総会後のスキルマトリックス及び構成

■ スキルマトリックス

取締役の主な専門性・経験分野は次のとおりです。

●委員長 ○構成員

氏名	主な専門性・経験分野							指名委員会	報酬委員会
	企業経営	技術・研究開発	営業・マーケティング	国際的経験	財務・会計	法律	ESG・サステナビリティ		
佐瀬 克也	●	●	●				●	○	○
福田 智光	●			●	●		●		
渡邊 敏幸	●		●	●					
平岩 正史 社外 独立				●		●		●	○
小池 精一 社外 独立	●	●		●				○	●
浜田 恵美子 社外 独立		●	●				●	○	○
本多 敏光 (常勤監査等委員)	●			●					
藤田 知美 (監査等委員) 社外 独立						●	●		
角田 朋子 (監査等委員) 社外 独立	●				●		●		

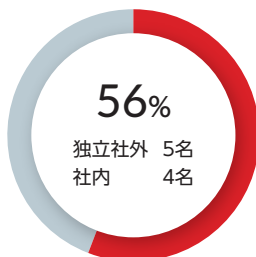
(注1) 各取締役が有する全ての経験・知見を表すものではありません。

(注2) 監査のため監査等委員会が指名した監査等委員各1名が、指名委員会及び報酬委員会に出席しております。

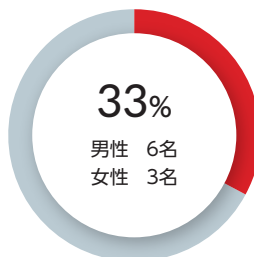
スキル名称	当該スキルを選定した理由
企業経営	持続的な企業価値向上に向けた、経営戦略の策定・遂行、経営の監督を行うため
技術・研究開発	ハイエンド商品、高信頼性商品を中心とした高付加価値な電子部品を創出し、市場における優位性を確保するため
営業・マーケティング	多様で変化の激しいビジネス環境を踏まえ、適切な戦略を策定・遂行するため
国際的経験	海外売上高比率が高く、グローバルに事業展開する当社グループにおいて、適切な戦略策定・遂行・経営の監督を行うため
財務・会計	資本市場からの要請を踏まえながら、経営戦略と連動した財務戦略や資本政策の策定、IR活動の遂行を行うため
法律	関係法令及び企業倫理を遵守し、すべてのステークホルダーからの信頼に応え、健全で適正かつ効率的に業務を執行する体制を構築・遂行するため
ESG・サステナビリティ	ESGが経営における機会及びリスクになることを認識し、事業を通じた社会的課題解決を図り、持続可能な社会に貢献するため

■ 取締役会の構成

独立社外取締役比率

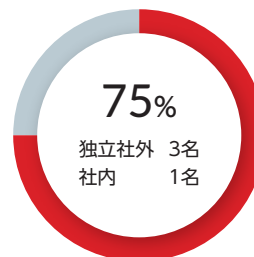


女性取締役比率



■ 指名委員会/報酬委員会の構成

独立社外取締役比率



補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月27日開催の第83期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任された新井博氏より、補欠の監査等委員である取締役を辞退したい旨の申し出がありましたので、第83期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会の同意を得て、本定時株主総会開始の時をもって同氏の補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を取り消すことを取締役会において決議いたしました。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

のぐち いっ た け
野口 五丈

(1982年7月19日生)

社外

独立



上場会社役員兼職数

0社

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、当社における地位及び担当

2005年 12月 有限責任監査法人トーマツ入所(2011年9月退所)

2009年 7月 公認会計士登録(現)

2011年 10月 立石会計事務所入所(2012年3月退所)

2012年 4月 リライル会計事務所設立 同所代表(現)

5月 税理士登録(現)

6月 ピクシスコンサルティング株式会社設立 同社代表取締役(現)

2018年 10月 リライル株式会社設立 同社代表取締役(現)

2020年 12月 株式会社アルク 社外監査役(現)

2022年 8月 株式会社アルクエデュケーション 監査役(現)

■ 重要な兼職の状況

リライル会計事務所 代表

リライル株式会社 代表取締役

ピクシスコンサルティング株式会社 代表取締役

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士、税理士として、企業会計に関する豊富な経験と専門性を有し、また経営者としての知見及び他社での社外監査役の経験を有しております。以上のことから監査等委員である社外取締役に就任した場合、専門性に基づき当社の業務執行の監査、監督を適切に遂行できると判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

■ 独立性について

当社は、野口五丈氏が社外取締役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。

(注1)野口五丈氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2)野口五丈氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3)野口五丈氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。

(注4)当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。野口五丈氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、当該契約を締結する予定であります。

(注5)当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。野口五丈氏が社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)に対して付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権(未行使分)を譲渡制限付株式へ移行する措置に係る報酬決定の件

ご参考 本移行措置について

■目的

本移行措置は、株式報酬制度の一体的かつ効率的な管理に加え、取締役が当社株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

さらに、本目的達成のため当社は、本移行措置と合わせて業務執行取締役を対象とする取締役株式保有ガイドラインを制定いたしました。

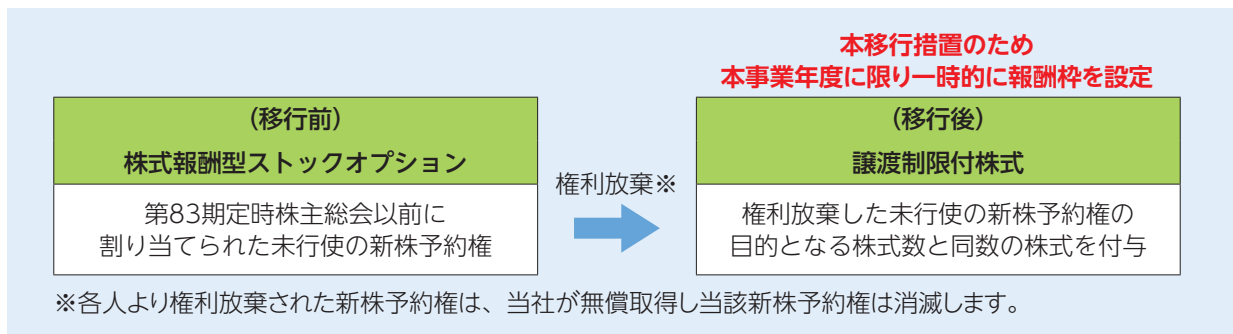
■概要

当社は、第83期定時株主総会において株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本議案は、取締役の報酬制度の見直しのひとつとして、本総会において再任される業務執行取締役に対し、本制度の導入前に株式報酬型ストックオプションとして割り当てられた未行使の新株予約権を放棄する代わりに、同数の譲渡制限付株式を割り当てるものです。

本移行措置は、本制度移行前に割り当てられた新株予約権を譲渡制限付株式に切り替えるものであり、実質的には新たな報酬等を付加するものではありません。

■イメージ



当社は、2024年6月27日開催の第83期定時株主総会において、2022年6月29日開催の第81期定時株主総会においてご承認いただいた株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）である「役位別譲渡制限付株式」及び「業績連動事後交付型譲渡制限付株式」を交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入すること、並びに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額に関して、金銭報酬である「基本報酬」及び「業績連動賞与」の額（以下「金銭報酬枠」という。）については、年額5億円以内（うち社外取締役分4,000万円以内）、また、本制度に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額（以下「株式報酬枠」という。）については、「役位別譲渡制限付株式報酬」として年額5,000万円以内（各事業年度において割り当てる役位別譲渡制限付株式の総数は12,500株を上限とする。）、「業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬」として年額1億5,000万円以内（各事業年度において割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数は37,500株を上限とする。）とすること等についてご承認いただいております。

今般、当社は取締役報酬制度の見直しのひとつとして、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に対し当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」にて再任され引き続き在任する予定の対象取締役（以下「再任取締役」という。）に対して、本制度の導入前に株式報酬型ストックオプションとして割り当てられた再任取締役が保有する未行使の新株予約権を各人において放棄する代わりに、当該未行使の新株予約権の目的となる株式の数と同数の譲渡制限付株式を割り当てること（以下「本移行措置」という。）にいたしたいと存じます。本移行措置は、本制度の導入前に再任取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして既に割り当てられた新株予約権を譲渡制限付株式に切り替えるものであり、実質的には新たな報酬等を付加するものではありません。

つきましては、本移行措置の実施にあたり、第85期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）（以下「本事業年度」という。）に限り、上記の金銭報酬枠及び株式報酬枠とは別枠として、再任取締役に対して譲渡制限付株式の割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各人が有する未行使の新株予約権の目的となる株式の数を踏まえ相当と考えられる金額として、3億円以内として設定したいと存じます。

なお、本議案の内容は、36頁に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿った再任取締役の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容となっています。本議案につきましては、委員長を独立社外取締役とする任意の報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえ提案しております。また、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき意見はございませんでした。以上より、本議案の内容は相当であると判断しています。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）となり、本移行措置の対象となる再任取締役は3名となります。

なお、株式報酬型ストックオプションとして割り当てられた新株予約権を保有する者のうち、本定時株主総会終結の時をもって当社の取締役の地位を退任する者は、本移行措置の対象とせず、新株予約権の割当時に締結済みの新株予約権割当契約に基づき、新株予約権を行使することとなります。

記

1. 譲渡制限付株式の総数

再任取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数82,500株を、本移行措置の実施のために本事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

2. 本移行措置に基づいて割り当てる譲渡制限付株式の具体的な内容

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、本事業年度において本移行措置に基づく譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」という。）を割り当てるに際し、再任取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、上記の金額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各再任取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、本譲渡制限付株式の割当てを受ける。ただし、本移行措置に基づき本譲渡制限付株式が交付されるまでの間に、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合、本譲渡制限付株式の交付に代えて、再任取締役に對する上記金銭報酬債権の額の範囲内で、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとする。

なお、本譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本譲渡制限付株式を引き受ける再任取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、再任取締役が、その保有する株式報酬型ストックオプションとして割り当てられた未行使の新株予約権の全部を放棄すること、上記の現物出資に同意していること及び以下(2)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式割当契約の内容

本譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と本譲渡制限付株式の割当てを受ける再任取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

本譲渡制限付株式の割当てを受けた再任取締役は、本譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、再任取締役に割り当てられた本譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

②当社による無償取得

当社は、本割当株式の割当てを受けた再任取締役が、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の割当てを受けた再任取締役が当該時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、当該再任取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は、再任取締役に加え、当社の執行役員に対しても、本事業年度において本移行措置と同等の措置の実施を予定しております。

以上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 会社のミッション、経営理念及びビジョン

当社グループは、2021年度を初年度とした5カ年の「中期経営計画2025」を策定しています。10年後の2030年を見据え、経済価値と社会価値を両輪として企業価値向上を図り、部品メーカーとして存在意義のあるポジションを獲得するためのマイルストーンとして2025年を位置付けています。

当社グループのミッションは、「おもしろ科学で より大きく より社会的に」です。体系化された知識や経験に加え、わくわくする体験や思いがけない発見、驚きなどをもたらす「おもしろ科学」で、人びとの安心・安全で、快適・便利な暮らしを支えるエレクトロニクス技術の進化を支え、社会に貢献していきます。

ミッション

おもしろ科学で より大きく より社会的に

経営理念

従業員の幸福

地域社会への貢献

株主に対する配当責任

ビジョン

すべてのステークホルダーから信頼され 感動を与えるエクセレントカンパニーへ

当社グループの経営理念は、「従業員の幸福」、「地域社会への貢献」、「株主に対する配当責任」です。太陽誘電の創業者は、従業員とその家族が幸福に豊かな生活ができるようにすることで企業の社会性や公益性、公共性を全うすることができると考え、これらの経営理念を掲げました。当社グループ共通の価値観として、従業員は日々、これらを実践することを意識して業務を遂行しています。

また、当社グループのビジョンは、「すべてのステークホルダーから信頼され 感動を与えるエクセレントカンパニー」になることです。顧客、取引先、株主、地域社会、従業員などの期待や要求に応じて信頼を獲得し、さらにはその期待や要求を上回る価値を提供することで感動を与えられる企業であり続けることを目指します。このビジョンを実現するために、市場のニーズに合った安全で高品質なスマート商品を開発・生産・販売し、労働・人権・安全衛生・環境・倫理という取り組みにおいても責任を持ち、活動を継続していきます。

ご参考 中期経営計画2025

当社グループは、2021年度を初年度とした5カ年の「中期経営計画2025」を策定しています。「中期経営計画2025」では、経済価値と社会価値それぞれの目標を以下のとおり定めこの実現に向けた活動を通し、更なる企業価値向上を目指していきます。

企業価値（経済価値＋社会価値）

経済価値		社会価値	
売上高	4,800億円	GHG(温室効果ガス)排出量	2030年度(絶対量) 42%削減 (2020年度比)
営業利益率	15%以上	廃棄物水使用量	2025年度(原単位) 10%削減 (2020年度比)
ROE	15%以上	安心安全な職場 拠点機能最適化	・傷病率※1 < 0.016 ・度数率※2 < 0.08
ROIC	10%以上	働き方改革 ダイバーシティ	・ワークエンゲージメント※3 2.5以上 ・新卒女性採用率 30%以上 ・女性管理職比率 2030年度 10%以上

※1 20万延べ実労働時間当たりの労働災害・労働疾病による休業者数(休業1日以上)

※2 100万延べ実労働時間当たりの労働災害による被災者数(休業1日以上)

※3 仕事に対する心理状態を表すもので、従業員に対し4段階評価で測定

経済価値目標を実現するため、自動車、情報インフラ・産業機器を中心とした注力すべき市場の売上比率を50%に高めることを目指します。また、需要拡大に対応するための継続的な能力増強に加え、環境対策やIT整備に向けた積極的な取り組みを実施しています。

また、社会価値については、ESG(環境、社会、ガバナンス)それぞれにおいて目標を定めて取り組みを強化しています。環境面では、地球規模の課題である気候変動対策のため、GHG(温室効果ガス)排出量削減の目標を定めて取り組みを強化するとともに、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に沿い、事業活動における気候関連のリスクと機会を評価し、積極的な情報開示に努めていきます。社会面としては、引き続き安全第一を根幹とした事業活動を行うとともに、働き方改革やダイバーシティ経営を推進していきます。ガバナンスにおいては、事業の成長を支える経営品質の向上とBCM(事業継続マネジメント)の構築と進化に取り組んでいきます。

マテリアリティ(重要課題)

分類	マテリアリティ	SDGs目標
経済価値	・ 基幹事業成長のためのコア技術の強化 ・ 社会課題解決のためのソリューション創出	 
社会価値	E:環境	  
	S:社会	  
	G:ガバナンス	 

2. 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

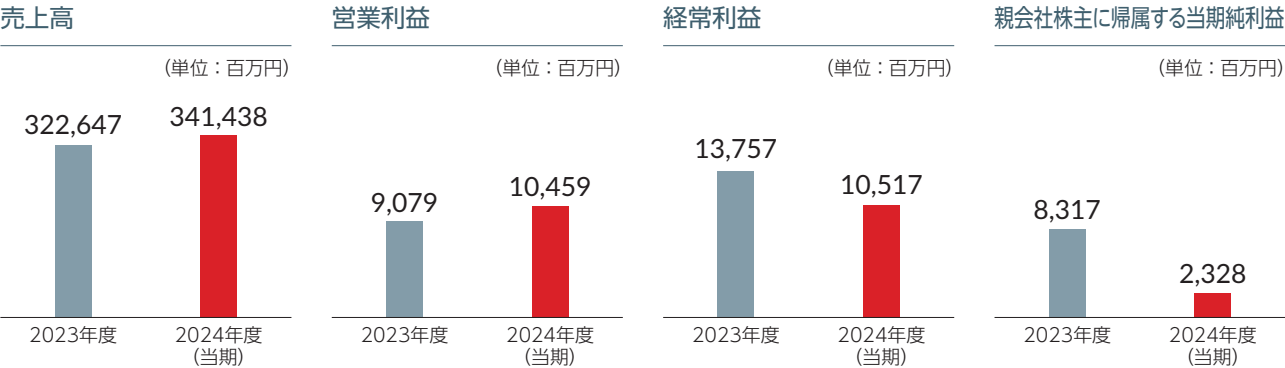
当期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における当社グループを取り巻く経営環境は、世界景気は一部の地域において弱さが見られるものの持ち直しの動きが続きました。先行きについては回復の継続が期待されますが、関税措置をはじめとする各国の通商政策や金融資本市場の変動、国際情勢などを注視する必要があります。

当社グループは、「中期経営計画2025」に掲げた目標の実現に向けて自動車、情報インフラ・産業機器を中心とした注力すべき市場の売上比率を50%とすることを目指しています。さらに、ハイエンド商品、高信頼性商品を中心とした高付加価値な電子部品を創出し、主力事業の積層セラミックコンデンサの更なる成長に加え、インダクタと通信用デバイスを強化してコア事業として確立していきます。また、需要拡大に対応するための継続的な能力増強に加え、環境対策やIT整備に向けた積極的な取り組みを実施しています。

当期の連結売上高は3,414億38百万円（前期比5.8%増）、営業利益は104億59百万円（前期比15.2%増）、経常利益は105億17百万円（前期比23.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億28百万円（前期比72.0%減）となりました。情報機器、情報インフラ・産業機器を中心とした在庫調整からの回復や為替レートの円安による影響などにより、売上高及び営業利益が増加しました。また、経常利益は為替差損益の影響により、親会社株主に帰属する当期純利益は独占禁止法関連損失の影響により、それぞれ減少しました。

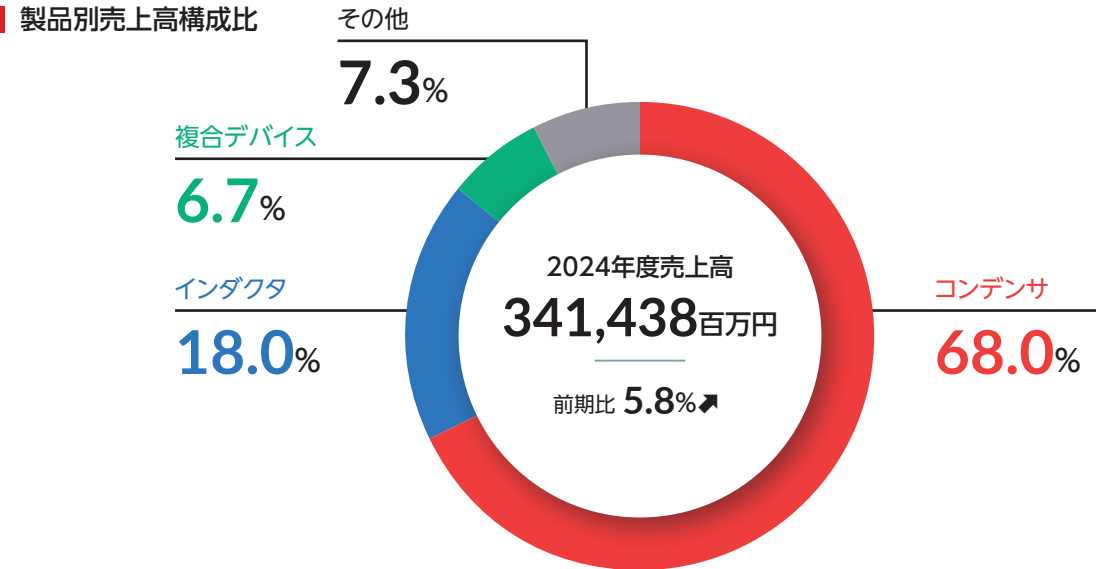
当期における期中平均の為替レートは1米ドル152.61円と前期の平均為替レートである1米ドル143.32円と比べ9.29円の円安となりました。

■ 当社グループの業績

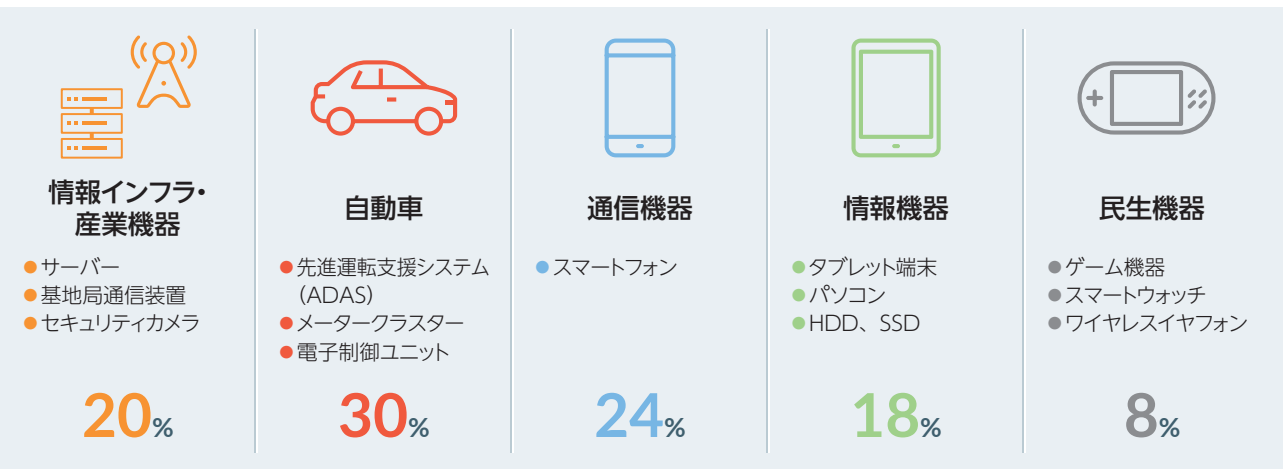


(2) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

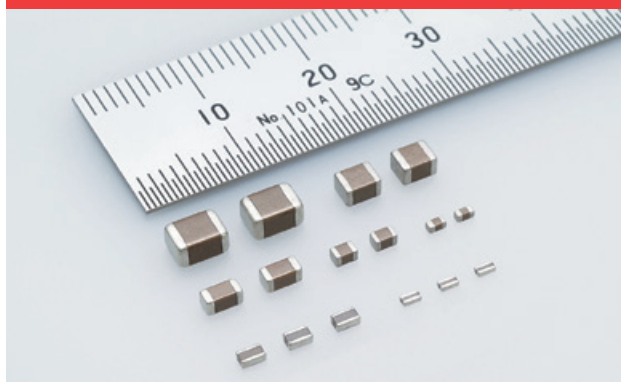
当社グループの製品別の状況



用途分野別売上高構成比



コンデンサ



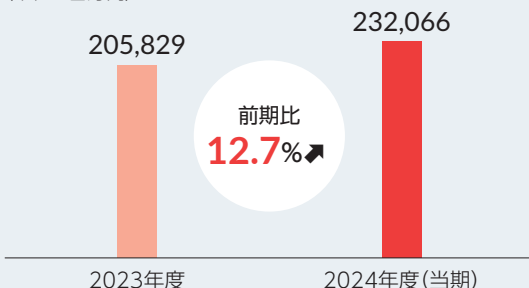
主要製品

- 積層セラミックコンデンサ

売上高

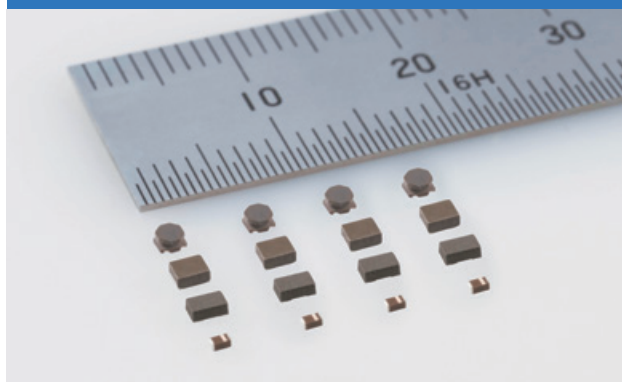
232,066百万円

(単位：百万円)



情報機器、自動車、情報インフラ・産業機器向けの売上が前期に比べ増加したことにより、売上高は2,320億66百万円（前期比12.7%増）となりました。

インダクタ



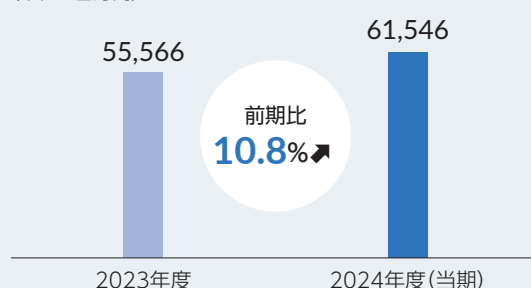
主要製品

- 巻線インダクタ
- 積層インダクタ

売上高

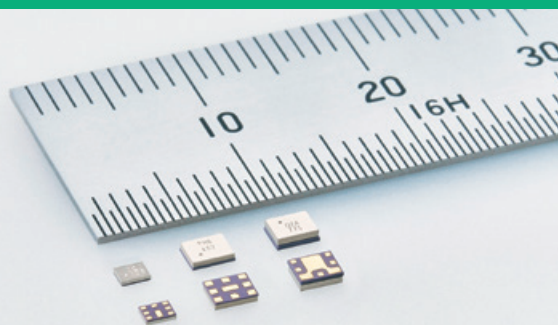
61,546百万円

(単位：百万円)



民生機器、情報機器、情報インフラ・産業機器向けの売上が前期に比べ増加したことにより、売上高は615億46百万円（前期比10.8%増）となりました。

複合デバイス



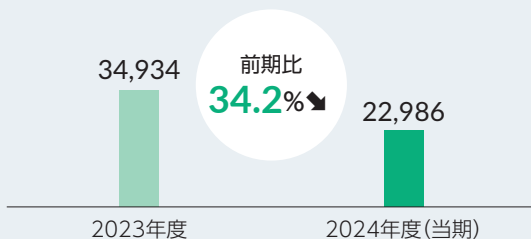
主要製品

- 通信用デバイス (FBAR/SAW)
- 回路モジュール

売上高

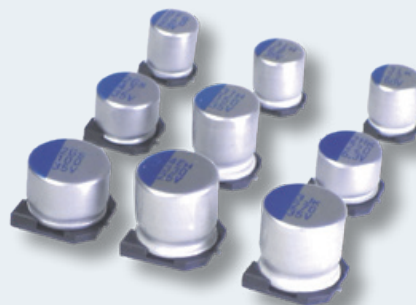
22,986百万円

(単位：百万円)



通信用デバイス (FBAR/SAW)、回路モジュールの売上が前期に比べ減少したことにより、売上高は229億86百万円（前期比34.2%減）となりました。

その他



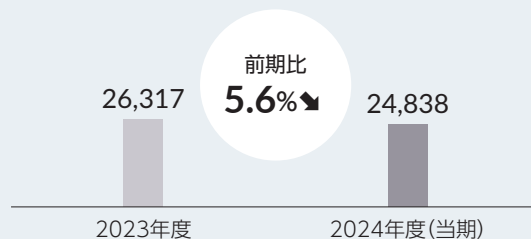
主要製品

- アルミニウム電解コンデンサ

売上高

24,838百万円

(単位：百万円)



アルミニウム電解コンデンサの売上が前期に比べ減少したことにより、売上高は248億38百万円（前期比5.6%減）となりました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区分	2020年度 (第80期)	2021年度 (第81期)	2022年度 (第82期)	2023年度 (第83期)	2024年度 (第84期) 当期
売上高 (百万円)	300,920	349,636	319,504	322,647	341,438
営業利益 (百万円)	40,766	68,218	31,980	9,079	10,459
売上高営業利益率 (%)	13.5	19.5	10.0	2.8	3.1
経常利益 (百万円)	41,247	72,191	34,832	13,757	10,517
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	28,615	54,361	23,216	8,317	2,328
包括利益 (百万円)	37,372	69,260	28,654	22,773	218
総資産 (百万円)	404,642	474,522	503,462	579,686	573,188
純資産 (百万円)	243,941	300,286	318,478	330,098	319,171
1株当たり当期純利益 (円)	227.99	433.46	186.32	66.75	18.67
1株当たり純資産額 (円)	1,937.86	2,403.20	2,548.15	2,640.98	2,552.94
自己資本比率 (%)	60.1	63.1	63.1	56.8	55.6
自己資本利益率(ROE) (%)	12.6	20.0	7.5	2.6	0.7
株価収益率 (倍)	22.8	12.8	23.8	54.3	132.1
配当性向 (%)	17.5	18.5	48.3	134.8	482.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	52,882	67,315	39,460	51,104	33,941
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△42,218	△50,622	△60,438	△82,793	△63,527
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12,604	△14,711	14,485	37,647	3,048
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	81,785	88,609	84,124	94,940	67,543
研究開発費 (百万円)	12,550	13,099	12,678	13,696	15,042
設備投資額 (百万円)	49,699	34,023	50,489	92,201	64,158
減価償却費 (百万円)	29,256	31,287	34,903	39,391	46,258

(4) 設備投資、資金調達の状況、主要な借入先

① 設備投資の状況

当期の設備投資は、検収ベースで641億58百万円を実施しました。主な投資内容は、自動車、情報インフラ・産業機器等に向けた積層セラミックコンデンサの生産能力増強です。

■ 設備投資額
(単位：百万円)



② 資金調達の状況

当期末の外部からの資金調達は、短期借入金42億円、1年内返済予定の長期借入金155億2百万円、転換社債型新株予約権付社債509億91百万円、長期借入金937億7百万円からなっています。借入金は原則として日本において固定金利で調達しています。さらに、財務の安定性のため期間3年、300億円のコミットメントライン借入枠を設定していますが、2025年3月末現在未使用です。

③ 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	43,500
株式会社三菱UFJ銀行	19,500
株式会社伊予銀行	19,400
株式会社みずほ銀行	18,700
株式会社群馬銀行	7,300

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、中長期の観点から自動車、情報インフラ・産業機器市場において電子部品の需要が拡大し、今まで以上に高い品質、高い信頼性が求められると想定しています。また、スマートフォン等の通信機器市場においては、機器の高機能・高性能化、通信方式の進化、電子部品の高密度実装化に伴い、小型・薄型で特性の良い最先端の電子部品が数多く求められると考えられます。

このような市場に対して当社グループでは、機器の技術進化に貢献できる競争優位性の高い最先端商品をいち早く開発しています。自動車、情報インフラ・産業機器を注力すべき市場と位置付け、高信頼性商品の販売推進、商流の拡大と多角化に努めています。また、安定的な供給を実現するために国内外の生産能力を増強するなど、将来の成長に不可欠な投資を継続していきます。さらに、ものづくり力の向上や分散生産の体制構築、AIなどを活用した生産効率の改善にも努めていきます。

一方で、不透明さが増す国際情勢、感染症の世界的大流行、大規模な自然災害の発生、部材不足などにより、社会の在り方や経営環境に急激かつさまざまな変化が生じています。特に、国際情勢の混乱激化や世界経済が大きく後退した場合には、電子部品需要の低迷、資源価格の高騰による仕入価格の上昇、原油価格の高騰及び航空や海上輸送の経路変更による物流費の上昇などの影響を受ける可能性があります。当社グループでは、引き続き情報を多角的に収集し、顧客やサプライヤー等と連携を密にすることで影響を最大限抑えられるように努めていきます。

なお、当社グループは781億66百万円の現金及び預金を有し、自己資本比率は55.6%と健全な財務体質を維持しています。また、複数の金融機関との間で総額300億円のコミットメントライン契約を締結するなど、不測の事態への対応手段を確保して事業を継続していきます。

当社グループは、これからも経済価値を高めると同時に、ステークホルダーからの要求や期待に応えることにより社会価値を高めることで、企業価値向上を目指していきたいと考えています。「中期経営計画2025」では、SDGs目標と紐づけたマテリアリティ（重要課題）を設定しています。特に、気候変動への対応としてGHG（温室効果ガス）排出量削減、ダイバーシティの実現に向けた対応として新卒女性採用率や女性管理職比率などの数値目標を掲げて、社会価値向上への取り組みを加速しています。

ご参考 政策保有株式

政策保有株式(上場株式)銘柄 (2025年3月31日現在)

政策保有株式(上場株式)の保有はありません。

政策保有株式(上場株式)の貸借対照表上の合計 (2025年3月31日現在)

区分 \ 年度	2020年度 (第80期)	2021年度 (第81期)	2022年度 (第82期)	2023年度 (第83期)	2024年度 (第84期) 当期
銘柄数	3	0	0	0	0
貸借対照表上の合計額 (百万円)	757	0	0	0	0
連結貸借対照表に占める割合 (%)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

①政策保有株式の保有方針

当社は、政策保有株式について、取引・協業関係の維持、強化、それを通じた中長期的な企業価値向上と持続的な発展に資すると認められる場合に限り、取締役会の決定をもって保有します。

②保有の合理性を検証する方法及び取締役会等における検証の内容

取締役会は、毎年、保有する全ての政策保有株式についてその保有意義を総合的に判断し、保有の妥当性を検証しています。保有の妥当性が認められない株式については、売却をして縮減を図ります。

③議決権行使の方針

保有株式の議決権行使については、当該企業が法令違反や反社会的行為を行っていないこと、議案が株主にとって健全な経営に資する内容であることなどを総合的に判断した上で、適切に行使します。

(7) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
台湾太陽誘電股份有限公司	台湾	333百万NT \$	100.0	電子部品の販売
韓国太陽誘電株式会社	韓国	10,000百万WON	100.0	電子部品の販売
韓国慶南太陽誘電株式会社	韓国	61,884百万WON	100.0	電子部品の製造
香港太陽誘電有限公司	香港	20,400千HK \$	100.0	電子部品の販売
太陽誘電(廣東)有限公司	中国	85,550千US \$	100.0 (9.3)	電子部品の製造
太陽誘電(上海)電子貿易有限公司	中国	557千US \$	100.0 (10.2)	電子部品の販売
太陽誘電(常州)電子有限公司	中国	200,000千US \$	100.0 (12.5)	電子部品の製造
TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール	18,555千S \$	100.0	電子部品の販売
TAIYO YUDEN (PHILIPPINES), INC.	フィリピン	490百万P.P.	100.0	電子部品の製造
TAIYO YUDEN (SARAWAK) SDN.BHD.	マレーシア	100百万MYR	100.0	電子部品の製造
TAIYO YUDEN (U.S.A.) INC.	アメリカ	3,154千US \$	100.0	電子部品の販売
TAIYO YUDEN EUROPE GmbH	ドイツ	1,000千EUR	100.0	電子部品の販売
新潟太陽誘電株式会社	新潟県	1,000百万円	100.0	電子部品の製造
太陽誘電ケミカルテクノロジー株式会社	群馬県	100百万円	100.0	電子部品の製造販売
福島太陽誘電株式会社	福島県	100百万円	100.0	電子部品の製造
和歌山太陽誘電株式会社	和歌山県	100百万円	100.0	電子部品の製造
太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社	東京都	100百万円	100.0	電子部品の製造
エルナー株式会社	東京都	100百万円	100.0	電子部品の開発製造販売

(注1) 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(注2) 当社の連結子会社は、上記の「重要な子会社の状況」に記載の18社を含め30社、持分法非適用関連会社は1社であります。

(注3) 当期の連結業績につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(注4) 2025年1月15日にTAIYO YUDEN (INDIA) ELECTRONICS PRIVATE LIMITEDを設立し、連結子会社といたしました。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1)取締役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐 瀬 克 也	代表取締役社長執行役員	—
登 坂 正 一	取締役会長	—
福 田 智 光	取締役常務執行役員 経営企画本部担当	—
渡 邊 敏 幸	取締役上席執行役員 営業本部担当	—
平 岩 正 史	社外取締役	大原法律事務所 弁護士 株式会社サザビーリーグ 取締役
小 池 精 一	社外取締役	—
浜 田 恵美子	社外取締役	日本碍子株式会社 社外取締役
本 多 敏 光	取締役 常勤監査等委員	—
藤 田 知 美	社外取締役 監査等委員	弁護士法人イノベンティア パートナー 株式会社タクマ 社外取締役 監査等委員
角 田 朋 子	社外取締役 監査等委員	角田朋子公認会計士事務所 代表 株式会社Lumiere 代表取締役 株式会社カチタス 社外監査役

- (注1) 取締役 平岩正史氏、同 小池精一氏、同 浜田恵美子氏及び取締役 監査等委員 藤田知美氏、同 角田朋子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
- (注2) 取締役 平岩正史氏、取締役 監査等委員 藤田知美氏は、弁護士の資格を有しております。
- (注3) 取締役 監査等委員 角田朋子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注4) 重要な社内会議に出席することで情報を収集し、内部監査部門等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督機能を高めるため、本多敏光氏を常勤の監査等委員に選定しております。
- (注5) 社外取締役の重要な兼職先と当社との間で、取引関係のあるものは、次のとおりであります。
- ・取締役 浜田恵美子氏の重要な兼職先である日本碍子株式会社との間には、セラミック製品等購入に関する取引関係がありますが、当社連結売上高における取引の規模は0.3%未満であります。
- (注6) 当期における取締役及び監査役の異動は以下のとおりであります。
- ・取締役副社長執行役員 増山津二氏は、2024年6月27日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。
 - ・取締役 渡邊敏幸氏は、2024年6月27日開催の第83期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
 - ・当社は2024年6月27日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 大嶋一幸氏、同 本多敏光氏、同 吉武 一氏、同 藤田知美氏は任期満了により退任し、本多敏光氏、藤田知美氏、角田朋子氏が取締役 監査等委員に選任され、就任しております。

(2)社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

前記の「(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

③当期における社外役員の主な活動状況

区分・氏名	出席状況(出席回数／開催回数)			主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	監査役会/ 監査等委員会	指名委員会/ 報酬委員会	
取締役 平 岩 正 史	100% (17/17)	—	指名 100% (6/6) 報酬 100% (5/5)	取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般に対して有益な助言及び提言を行っております。取締役会の機関設計の変更に際しては、実効的なガバナンスの在り方に即した意見を示すなど、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員を務めており客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 小 池 精 一	100% (17/17)	—	指名 83% (5/6) 報酬 80% (4/5)	取締役会において、主に自動車部品業界での企業経営や監査役の実験から、投資家視点からの幅広い見識を当社の経営に反映するなど、経営全般に関して有益な助言及び提言を行っております。中長期的な収益力の向上と技術・品質の追求を視点とした業務執行への意見を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、報酬委員会の委員長及び指名委員会の委員を務めており客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 浜 田 恵美子	100% (17/17)	—	指名 100% (6/6) 報酬 100% (5/5)	取締役会において、主に産学官連携の経験、他社での社外取締役の経験から、業務執行への助言及び経営の監督を行っております。人的資源の活用やダイバーシティ&インクルージョンの推進に関する意見を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員を務めており客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 監査等委員 藤 田 知 美	100% (17/17)	監査役会 100% (6/6)	指名 100% (2/2)	取締役会、監査役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、ガバナンス体制やコンプライアンス等の経営全般に対して有益な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性、監査・監督機能を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会の委員長として適正かつ実効的な運営を行っております。
		監査等委員会 100% (14/14)	—	
取締役 監査等委員 角 田 朋 子	100% (13/13)	監査等委員会 100% (14/14)	—	取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門性及び経営者としての豊富な経験と知見に基づき、投資家視点からの助言や経営戦略の観点での提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性、監査・監督機能を確保するための適切な役割を果たしております。

(注1) 当社は2024年6月27日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。

(注2) 2024年6月27日付けで指名委員会、報酬委員会の構成員を変更しております。なお、監査のため監査等委員会が指名した監査等委員各1名が、指名委員会及び報酬委員会に出席しております。

(注3) 取締役 監査等委員 藤田知美氏につきましては、監査等委員会設置会社への移行前の取締役会4回、監査役会6回、指名委員会2回については監査役として出席しております。

(注4) 取締役 監査等委員 角田朋子氏につきましては、2024年6月27日の就任以降の出席状況を記載しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2024年2月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、報酬委員会に諮問し、答申を受けております。なお、本方針は2024年6月27日開催の第83期定時株主総会後より効力発生しております。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の役員報酬制度は、中期経営計画で掲げる経済価値と社会価値の目標達成への動機付けとなる設計とし、以下を基本的な考え方とする。

- (1) 当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬制度とし、株主との価値を共有できる設計であること。
- (2) グローバルな視点をもつ優秀な人材を確保し、かつ維持できる報酬水準であること。
- (3) 報酬の決定プロセスにおける透明性及び客観性が高いこと。

2. 報酬水準の考え方

報酬水準は、中期経営計画の目標達成への動機付け及び優秀な人材を確保できる水準となるよう、外部専門機関の客観的な役員報酬調査データを用いて、ベンチマーク企業群を選定し決定する。

3. 役職別の報酬体系

(1) 業務執行取締役

「基本報酬」、業務執行に対するインセンティブとしての「業績連動賞与」及び企業価値の継続的向上を重視した経営を促す目的として「株式報酬」を支給する。

(2) 監査等委員でない非業務執行取締役

業務執行から独立した立場であることに鑑み、「基本報酬」のみとする。

(3) 監査等委員である取締役

業務執行から独立した立場であることに鑑み、「基本報酬」のみとする。

4. 報酬の構成

報酬の種類		報酬の内容等	固定/変動
基本報酬		役位及び職責に応じた月例の金銭報酬	固定
業績連動賞与		単年度の連結業績に応じて、毎年一定の時期に支給する金銭報酬。企業価値及び株主価値向上に資する要素を明確に報酬に連動させるため、連結純利益を評価指標とする。 中期経営計画の目標達成時に基本報酬と業績連動賞与の比率が1：1となる設計とし、各事業年度の連結純利益に応じて標準支給額が変動する。 実支給額は、担当事業の業績達成度、中期経営計画における社会価値目標の達成度及び個人別評価より算出した係数（75%～125%）を標準支給額に乗じて決定する。	変動
株式報酬	役位別譲渡制限付株式報酬	当社取締役会が定める期間の継続勤務を条件に、役位毎に設定した基準額に応じて、毎年一定の時期に予め譲渡制限付株式を交付する。 譲渡制限は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位を全て喪失した場合に解除する。	固定
	業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬	中期経営計画における経済価値目標（ROE）の目標達成度に応じて算定される譲渡制限付株式を、各事業年度終了後に交付する。連結ROEの目標達成度に基づき、役位毎の基準額に対し、0%～300%の範囲で変動する。 譲渡制限は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位を全て喪失した場合に解除する。	変動

業務執行取締役の報酬構成（設計値）



※中期経営計画の目標達成度が100%である場合を前提とした設計値

5. 報酬の決定プロセス

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、客観性及び公正性を確保するため、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、役員報酬の基本方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議及び答申を行う。

取締役の報酬の具体的な決定は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、当社の定める規定に基づいて算出した金額を基に、報酬委員会において個人別報酬内容等を審議し、その答申内容を踏まえて取締役会で決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定する。

②当期に係る取締役の個人別報酬の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、報酬委員会からの答申を踏まえて、上記方針に則って取締役の報酬水準の相当性などについて多角的な検討を行い、個人別報酬の内容を決定しており、上記方針に沿うものであると判断しております。

③報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	決議内容の概要	株主総会決議日	対象者の員数
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	金銭報酬	年額5億円以内 (うち社外取締役分4,000万円以内)	2024年6月27日 第83期定時株主総会	7名 (うち社外取締役3名)
監査等委員 である取締役	金銭報酬	月額800万円以内	2024年6月27日 第83期定時株主総会	3名 (うち社外取締役2名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く)	株式報酬	役位別譲渡制限付株式報酬 ・年額5,000万円以内 ・当社普通株式 12,500株以内 業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬 ・年額1億5,000万円以内 ・当社普通株式 37,500株以内	2024年6月27日 第83期定時株主総会	3名

④当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給総額		基本報酬		業績連動賞与		株式報酬型 ストックオプション		譲渡制限付株式報酬			
									役位別		業績連動事後交付型	
	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	226 (38)	8 (3)	198 (38)	4 (－)	4 (－)	3 (－)	4 (－)	3 (－)	19 (－)	3 (－)	0 (－)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (2)	37 (18)	3 (2)	37 (18)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	22 (9)	4 (2)	22 (9)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
合 計	15	286	15	258	4	4	3	4	3	19	3	0

(注1) 人数は、在籍者数ではなく、当期に係る報酬等の支給対象者数を記載しております。
(注2) 上記の記載金額の合計は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
(注3) 当社は2024年6月27日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。監査役の報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。

⑤当期を評価期間とする業績連動報酬の算定方法と評価指標の実績

1)業績連動賞与

企業価値及び株主価値向上に資する要素を明確に報酬に連動させるため、連結純利益を評価指標としております。中期経営計画の目標達成時に基本報酬と業績連動賞与の比率が1:1となる設計とし、各事業年度の連結純利益に応じて標準支給額が変動します。実支給額は、担当事業の業績達成度、中期経営計画における社会価値目標の達成度及び個人別評価より算出した係数(75%～125%)を標準支給額に乗じて決定しております。

当期を評価期間とする業績連動賞与の評価指標の実績は以下のとおりです。

評価指標	実績
連結純利益	2,328百万円
GHG排出量削減率(2020年度比)	20.9%削減
度数率※1	0.13
ワークエンゲージメント※2	2.28

※ 1 100万延べ実労働時間当たりの労働災害による被災者数(休業1日以上)

※ 2 仕事に対する心理状態を表すもので、従業員に対し4段階で測定

2)業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬

中期経営計画における経済価値目標(ROE)の目標達成度に応じて算定しております。役位毎の基準額に対し、0%～300%の範囲で変動します。

当期を評価期間とする業績連動事後交付型株式報酬の評価指標の実績は以下のとおりです。

評価指標	実績
ROE	0.7%

(4)その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

MEMO

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「ミッション」、「経営理念」、「ビジョン」の実践と実現に向け、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが当社グループの社会的責任であり、経営の使命と考えております。

当社は、経営の透明性と公正性を重視し、取締役会の監督のもと、適時適切な情報開示、コンプライアンスの徹底、迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを構築するなど、コーポレートガバナンスを強化することで企業価値の向上に取り組んでおります。

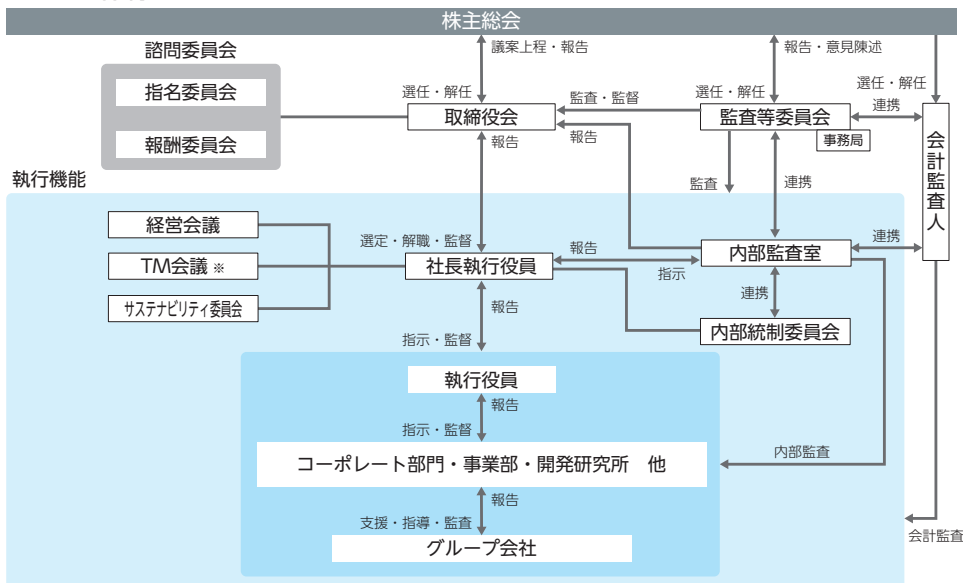
2. コーポレートガバナンス体制

当社は、戦略策定と監督機能を強化するとともに業務執行の機動性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。重要な業務執行の決定について業務執行取締役へ権限委譲を進め意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより監督機能を強化することで、コーポレートガバナンス体制及び内部統制体制を強化・充実させ更なる企業価値向上を目指しております。

さらに、取締役の指名・報酬に係る公正性、透明性、客観性を強化し、取締役会の機能の独立性及び説明責任を果たすため、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

また、事業年度における経営責任を明確にするとともに、株主による信任の機会を増やすため、監査等委員でない取締役の任期を1年としております。

コーポレートガバナンス体制図



※ TM会議：トップマネジメント会議の略、人事・組織に関する会議

取締役会

取締役会は、社外取締役5名を含む10名で構成し、取締役会長が議長を務めております。法定事項その他経営戦略等の基本方針を策定し、業務執行取締役へ権限委譲した事項等について報告を受け、業務執行の監督を行っております。また、内部統制システムを整備し、コンプライアンスの推進及びリスク管理を行っております。

監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成し、社外取締役が委員長を務めております。監査等委員である取締役は、指名・報酬委員会を含む重要な社内会議への出席、会計監査人、内部監査室及びグループ会社監査役との連携を通じて、実効性の高い監査を行っております。

指名委員会

監査等委員でない独立社外取締役全員及び代表取締役社長執行役員で構成し、独立社外取締役が委員長を務めております。監査のため監査等委員会が指名した監査等委員1名が出席しております。取締役候補者の指名、社長執行役員の選任及び解任、懲戒事項等を審議し、取締役会に答申しております。

報酬委員会

監査等委員でない独立社外取締役全員及び代表取締役社長執行役員で構成し、独立社外取締役が委員長を務めております。監査のため監査等委員会が指名した監査等委員1名が出席しております。取締役及び執行役員の報酬制度並びに取締役の個人別の報酬内容について審議し、取締役会に答申しております。

経営会議

執行役員全員で構成し、社長執行役員が議長を務めております。非業務執行の取締役は、オブザーバーとして出席しております。事業戦略・販売戦略の基本方針や投資等、当社グループの政策案件に関する審議を行うほか、取締役会から委譲された事項について決議を行っております。

TM(トップマネジメント)会議

業務執行取締役、本部長職の執行役員で構成され、社長執行役員が議長を務めております。監査のため監査等委員会が指名した監査等委員1名が出席しております。当社グループの人事、組織、報酬に関する審議を行うほか、取締役会から委譲された事項について決議を行っております。

内部統制委員会

業務執行取締役で構成し、代表取締役社長執行役員が委員長を務めております。非業務執行取締役、本部長職の執行役員及び内部監査室部門長はオブザーバーとして出席しております。「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、当該システムの継続的改善を図るとともに、当該システムの整備状況と運用状況を確認・評価し、取締役会に報告しております。

サステナビリティ委員会

社長執行役員、本部長職の執行役員及びサステナビリティ担当執行役員で構成し、社長執行役員が委員長を務めております。構成員でない取締役はオブザーバーとして出席しております。当社のマテリアリティ(重要課題)の設定や課題の共有及び課題解決に向けた施策に関する審議を行い、取締役会に報告しております。

取締役会の活動状況

取締役会に付議する事項は、取締役会規則において定め、適切に審議し、決議を行っております。定例的には、経営会議及びTM会議における報告事項、業務執行取締役による経営報告、業務執行取締役及び担当執行役員からの担当業務に関する報告、取締役会の実効性評価で抽出された課題への対応等について審議を行っております。

当期における主な審議内容

取締役会 17回開催	ガバナンス	・監査等委員会設置会社への移行 ・機関設計の変更に伴う業務執行取締役への適切な権限委譲 ・取締役等候補者の選定 ・取締役会実効性評価の実施と前期課題に対する対策の決定
	経営戦略	・中期経営計画に基づく事業戦略や設備投資等に関する審議 ・事業計画の承認及び進捗の確認
	サステナビリティ	・サステナビリティ委員会からの報告に対する審議 ・人的資本に関する審議

諮問委員会の活動状況

当社は、取締役の指名・報酬に係る透明性及び客観性を強化するため、構成員の過半数を独立社外取締役（監査等委員を除く）とする任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

当期における主な審議内容

指名委員会 6回開催	・指名委員会規則、執行役員規則、取締役選任規則の改定案 ・社外取締役の他の法人役員の兼職に関する審議 ・社長の後継者計画策定に関する方向性及び役員のスキルマトリックス改定案
報酬委員会 5回開催	・取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に関する審議 ・取締役報酬規則、報酬委員会規則、執行役員報酬規則の改定案 ・「取締役株式保有ガイドライン」に関する審議 ・未行使の新株予約権を譲渡制限付株式へ移行する措置に関する審議

3. 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図るため、毎年取締役会の実効性評価を実施しております。外部評価機関の指摘を踏まえて、評価項目やアンケート内容を見直すとともに、アンケートの配信、回答の集計から結果分析までを外部評価機関が行うことで、評価プロセスの客観性と透明性を高めております。当期の評価プロセス及び評価結果は、以下のとおりです。

(1) 評価プロセス

- ① 外部評価機関の指摘・助言を踏まえて、当期の評価方法及びアンケート内容を検討し、取締役会へ報告。
- ② 外部評価機関が全取締役に対し、実効性評価アンケート（無記名方式）を実施。
- ③ 外部評価機関が上記②のアンケート結果を集計・分析し、議論が必要と思われる課題や意見を抽出し報告。
- ④ 上記③のアンケート結果について、取締役全員による検討会を実施。
- ⑤ 検討会であがった意見や課題について取締役会にて議論を行い、今後取り組むべき課題を決定。

(2) 評価（アンケート）項目

- ① 取締役会構成・運営
- ② 経営戦略・経営計画
- ③ 企業倫理とリスク管理
- ④ 指名・報酬の監督
- ⑤ 株主等との対話

(3) 外部機関の評価

外部評価機関より、真摯に取締役会の実効性評価に取り組み、企業価値の更なる向上に努めている点が評価されました。特に、実効性評価アンケートの結果を踏まえて取締役全員で検討会を行い、監督と執行の分離の必要性や監督機関としての取締役会のあり方について議論をするなど、取締役全員が実効性を高める意義を共有し、PDCAサイクルを意識した「取締役会の実効性評価」に取り組んでいることが高く評価されました。

(4) 前期課題への取り組み状況

課題① 「経営戦略と紐づけた人的資本への投資に関する議論」

人的資本関連の活動・投資の状況について定期的に取締役会へ報告を求め、取り組み状況の監督を行っておりますが、評価の改善までに時間を要することから、引き続き課題と認識して取り組みを継続することといたします。

課題② 「取締役会における審議事項や審議のあり方の見直し」

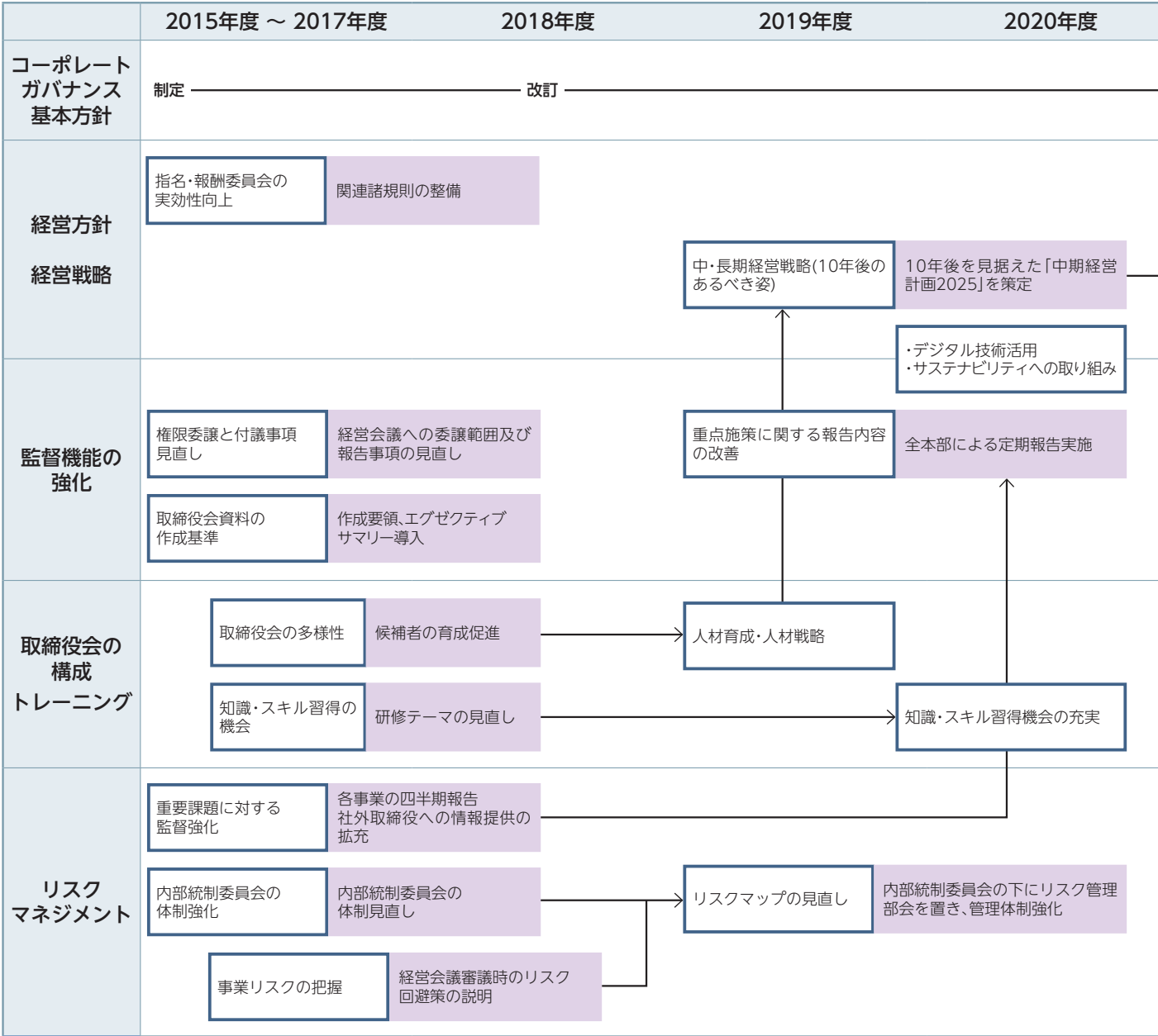
監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行取締役への権限委譲を進めるとともに、取締役会が中長期的な経営課題に関する審議により多くの時間を費やすことができるよう取締役会付議事項及び関係諸規則の見直しを行いました。

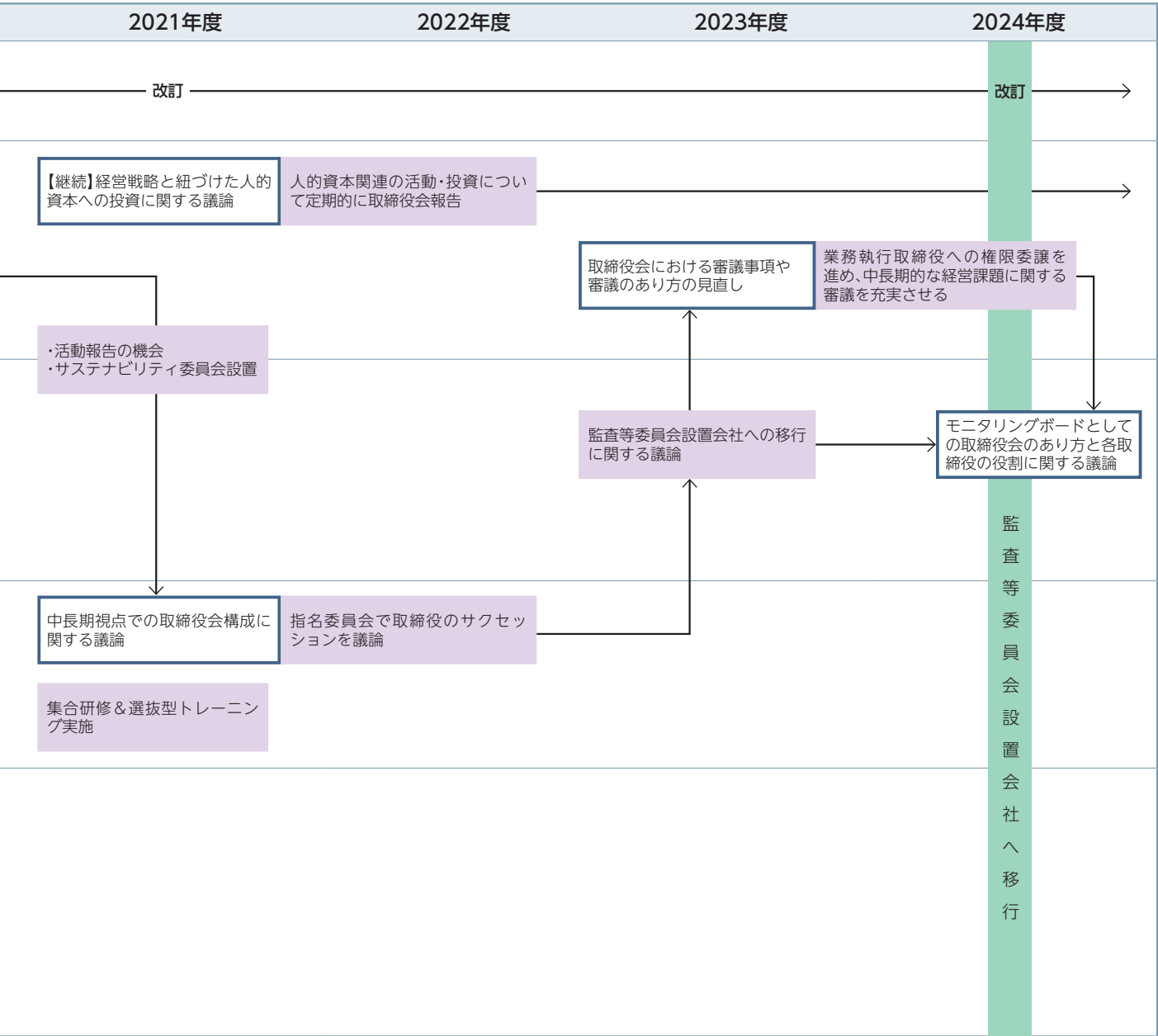
(5) 当期の課題

監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会における社外取締役比率が高まる中で、「モニタリングボードとしての取締役会のあり方と各取締役の役割に関する議論」を深めていく必要があると考え、これを新たにに取り組むべき課題として認識しました。新たに認識した課題に加え、上記（４）の課題①「経営戦略と紐づけた人的資本への投資に関する議論」にも継続して取り組むことで、取締役会の実効性の維持・向上に努めていきます。

取締役会の実効性評価における主な課題と対策

当社がこれまで実施した取締役会実効性評価における主な課題と、その対策は以下のとおりです。





連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第84期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第83期 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	279,284	297,219
現金及び預金	78,166	102,783
受取手形及び売掛金	80,549	81,199
商品及び製品	31,161	33,287
仕掛品	53,620	44,993
原材料及び貯蔵品	25,245	24,056
その他	10,868	11,205
貸倒引当金	△327	△305
固定資産	293,904	282,466
有形固定資産	286,837	273,556
建物及び構築物	189,452	172,862
機械装置及び運搬具	440,279	408,458
工具、器具及び備品	45,633	43,569
土地	16,525	16,171
建設仮勘定	32,133	39,100
減価償却累計額	△437,185	△406,606
無形固定資産	1,907	1,807
その他	1,907	1,807
投資その他の資産	5,159	7,102
投資有価証券	20	1,342
退職給付に係る資産	26	77
繰延税金資産	3,742	4,168
その他	1,451	1,615
貸倒引当金	△82	△100
資産合計	573,188	579,686

科 目	第84期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第83期 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	79,645	85,780
支払手形及び買掛金	27,157	29,745
短期借入金	4,200	4,200
一年内返済予定の長期借入金	15,502	9,255
未払金	14,035	22,013
未払法人税等	2,086	2,182
賞与引当金	4,029	5,056
役員賞与引当金	4	17
その他	12,629	13,310
固定負債	174,372	163,806
転換社債型新株予約権付社債	50,991	51,170
長期借入金	93,707	84,219
繰延税金負債	8,338	7,986
役員退職慰労引当金	49	48
退職給付に係る負債	7,229	6,994
その他	14,055	13,386
負債合計	254,017	249,587
純資産の部		
株主資本	292,399	300,990
資本金	33,575	33,575
資本剰余金	49,969	49,922
利益剰余金	222,012	230,905
自己株式	△13,157	△13,411
その他の包括利益累計額	26,036	28,146
その他有価証券評価差額金	—	478
繰延ヘッジ損益	△8	△32
為替換算調整勘定	26,291	27,861
退職給付に係る調整累計額	△246	△161
新株予約権	734	961
純資産合計	319,171	330,098
負債純資産合計	573,188	579,686

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第84期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)		(ご参考) 第83期 (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)	
売上高		341,438		322,647
売上原価		269,867		257,191
売上総利益		71,570		65,456
販売費及び一般管理費		61,110		56,376
営業利益		10,459		9,079
営業外収益				
受取利息	1,551		1,324	
受取配当金	0		57	
為替差益	—		3,961	
助成金収入	360		771	
その他	313	2,225	431	6,546
営業外費用				
支払利息	891		698	
為替差損	819		—	
社債発行費	—		116	
休止固定資産減価償却費	297		137	
支払補償費	87		808	
その他	70	2,167	107	1,868
経常利益		10,517		13,757
特別利益				
固定資産売却益	24		24	
投資有価証券売却益	504		177	
ゴルフ会員権売却益	—		69	
独占禁止法関連損失戻入益	68		—	
その他	1	598	—	271
特別損失				
固定資産除売却損	477		730	
減損損失	16		1	
事業構造改善費用	324		—	
災害による損失	157		223	
独占禁止法関連損失	1,687		—	
その他	86	2,750	1	956
税金等調整前当期純利益		8,365		13,073
法人税、住民税及び事業税	5,548		4,270	
法人税等調整額	488	6,037	485	4,755
当期純利益		2,328		8,317
親会社株主に帰属する当期純利益		2,328		8,317

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

太陽誘電株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 慶 典
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新名谷 寛 昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽誘電株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

太陽誘電株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 慶 典
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新名谷 寛 昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽誘電株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

太陽誘電株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 本 多 敏 光 ㊞

監 査 等 委 員 藤 田 知 美 ㊞

監 査 等 委 員 角 田 朋 子 ㊞

(注) 監査等委員 藤田知美及び角田朋子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時

2025年6月27日(金曜日) 午後2時(受付開始 午後1時30分)

開催場所

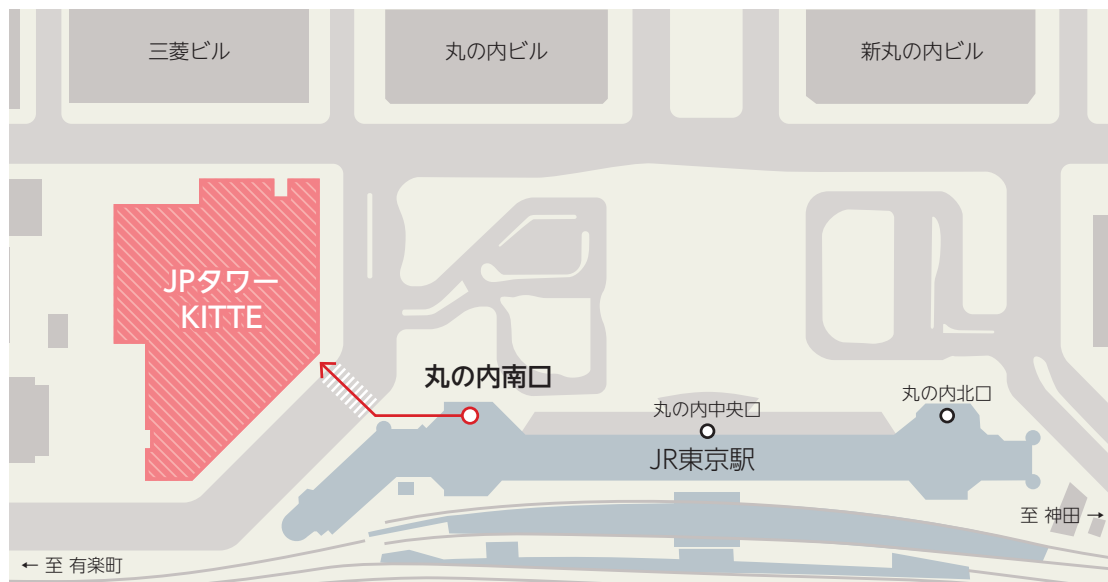
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階) ホール

アクセス

JR東京駅 丸の内南口 徒歩1分

※駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



- お土産のご用意はございません。
- 本定時株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
当社ウェブサイト <https://www.yuden.co.jp/>